

随意契約の結果の公表

4月契約分

健康福祉部

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
民生児童委員研修事業委託	H30.4.1	島根県民生児童委員協議会 松江市東津田町1741-3	4,740,000	第167条の2第1項第2号	地域福祉課	本事業は民生児童委員の資質向上を図るための研修を行うものであるが、契約相手先は県内の民生児童委員が加入し、会員の資質向上に努めており、本事業が目的とする最も効果的な研修の実施が可能である。	
平成30年度移植医療普及啓発事業委託契約	H30.4.1	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根 理事長 広沢 卓嗣 島根県出雲市塩冶町223番地7	19,962,072	第167条の2第1項第2号	医療政策課	当該法人は、①移植医療に関する普及啓発等を行うことを目的に設立された法人である、②複合バンクである「しまねまごころバンク」が設置され、厚生労働省から眼球のあつせん業許可を県内で唯一受けている団体である、③臓器移植に関する普及啓発や関係者間の連絡調整等を行う県臓器移植コーディネーターが県内で唯一配置されていることから、当該事業を実施可能な事業者は、本県では当該法人以外にないため。	
医療・介護・保健データ統合分析システム運用業務委託	H30.4.1	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 代表取締役社長 鬼頭誠司 東京都大田区蒲田5-37-1	3,672,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	同社は平成26年度に本システムを開発した者であり、照会対応を含めた保守業務を実施できる唯一の者であるため。	
平成30年度医師確保に関する情報発信・提供業務委託	H30.4.1	株式会社メディカル・プリンシプル社 東京都千代田区内幸町1-3-2	1,987,200	第167条の2第1項第2号	医療政策課	平成30年度医師確保に関する情報発信・提供業務委託企画提案競技実施要綱に基づき、審査委員会において決定した業者であるため。	
平成30年度医師確保に関する情報発信・提供業務委託	H30.4.1	株式会社メディカルキャスト 大阪府大阪市西区江戸堀1-7-13-3F	1,998,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	平成30年度医師確保に関する情報発信・提供業務委託企画提案競技実施要綱に基づき、審査委員会において決定した業者であるため。	
平成30年度しまね地域医療支援センター事業委託契約	H30.4.1	一般社団法人しまね地域医療支援センター 理事長 井川幹夫 島根県出雲市塩冶町89番地1	67,268,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	一般社団法人しまね地域医療支援センターは、島根大学・県内病院・医師会・市町村・県の54団体を会員とし、県内での医師のキャリア形成を支援し、医師、特に若手医師の県内定着を図ることにより、島根県の地域医療の確保に寄与することを目的として、平成25年3月21日に設立登記された団体である。 本事業は、医師のキャリア形成支援等を行い、医師の県内定着を促すことにより、県内の地域医療の確保を図るための事業であり、本事業を確実に遂行できる団体は当該法人以外にない。	
医業分野アドバイザー業務	H30.4.1	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会 会長 常山正雄 東京都千代田区三番町9-15ホスピタルプラザビル5階	2,963,600	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会は、厚生省の外郭団体として平成2年に発足し、平成24年に公益社団法人の認可を得た会員数3,000人超の団体である。 平成30年3月時点で、当該アドバイザー業務の支援を全都道府県で行っており、島根県においても平成27年度に4病院、28年度に3病院、29年度に2病院でコンサルティングを行った実績がある。 これらの病院に対して、継続的に支援を行う観点からも、当該協会へ業務を委託することが適当であるため。	
平成30年度認定看護師教育課程運営事業	H30.4.1	公立大学法人島根県立大学 理事長 清原正義 浜田市野原町2433-2	16,659,287	第167条の2第1項第2号	医療政策課	島根県立大学では、平成25年10月にしまね看護交流センター(出雲キャンパス内)を設置し、県内における看護学の学習機会を積極的に提供している。同センターでは医療の高度化・多様化や社会情勢の変化に対応した、安全で質の高い看護を提供するためのキャリア形成を支援しており、こうした取り組みは本事業の目的に合致している。 島根県立大学は、平成27年度に認定看護師教育課程を開講に必要な教育機関としての認定を公益社団法人日本看護協会から受けており、また、平成28年度、29年度に実際に開講した実績がある。 これらの修了者へのフォローアップを行う観点からも、当該法人に業務を委託することが適当であるため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
平成30年度島根大学医学部附属病院卒後教育環境等整備事業	H30.4.1	国立大学法人島根大学 学長 服部泰直 松江市西川津町1060番地	19,553,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	専門研修プログラムの基幹病院となるためには、適切な指導医の数、症例数、研修体制等が必要となるが、すべての診療科でこれらの水準を満たし、事業目的を遂行できるのは島根大学以外にないため。	
平成30年度島根県ナースセンター事業	H30.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	15,156,936	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人島根県看護協会は、会員数5,500人超の看護職団体で、看護職員の資質向上に努める公益法人であり、本県の看護師等教育研修事業の委託実績がある。 本事業は、看護職員の確保、資質向上及び勤務環境改善等を図るための事業であり、本県において本事業を一体的かつ確実に実施できる団体は当該法人以外にないため。	
平成30年度県立松江高等看護学院管理運営委託	H30.4.1	一般社団法人 松江市医師会 会長 泉 明夫 松江市西嫁島2丁目2番23号	106,185,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	高度化・多様化する医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における病院などでの臨地実習の充実が重要であり、そのためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 松江市医師会は、現在准看護師養成所も運営しており、養成所の運営に関する能力を有しており、併せて、実習等における地域の医療機関との協力も円滑に実施している。 こうしたことから、県立松江高等看護学院の運営及び教育を任せられることのできる団体は、当該法人以外にないため。	
平成30年度県立石見高等看護学院管理運営業務	H30.4.1	公益社団法人 益田市医師会 会長 神崎 祐士 益田市遠田町1917番地2	190,167,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	高度化する医療技術や県民の多様な医療ニーズに対応する質の高い看護師を養成するためには、看護教育における医療機関での臨地実習の充実が重要であり、臨地実習を充実させるためには、地域の医療機関の協力が不可欠である。 また、益田市医師会は、県立石見高等看護学院が設置されるまで准看護師養成所を運営しており、養成所の運営に関する能力を有している。 併せて、臨地実習等における地域の医療機関との連携も円滑に実施されている。 以上より、県立石見高等看護学院の管理運営を任せられることが可能な団体は、当該法人以外にない。	
平成30年度看護師等教育研修事業	H30.4.3	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	1,779,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	
平成30年度新人看護職員研修(多施設合同)事業	H30.4.1	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	2,086,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	
平成30年度新人看護職員研修(研修責任者等)事業	H30.4.2	公益社団法人 島根県看護協会 会長 秦 美恵子 松江市袖師町7-11	2,942,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	公益社団法人 島根県看護協会は、県民に安全・安心な看護サービスを提供するため、看護職員の資質向上等に取り組んでいる公益団体であり、こうした同協会の取り組みは本事業の目的にも合致するとともに、我が国の看護の動向を把握し、必要な研修計画の企画・立案から実施までできる能力を有する団体は本県では同協会のみであるため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
島根県小児救急電話相談(＃8000)業務委託契約	H30.4.1	ダイヤルサービス株式会社 代表取締役 今野由梨 東京都千代田区三番町6-2	8,910,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務は年間を通じた小児医療に係る電話相談サービスであり、電話相談での対応の技術や医療に関する知識の専門性及び通年での相談体制が整備されていること。 また、相談に対応するためには、本県の小児救急医療の提供体制を熟知している者である必要があり、当該法人以外にない。	
島根県ドクターヘリ運航連絡調整業務委託契約	H30.4.1	セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 北川 昭 愛知県西春日郡豊山町大字豊場字林先1番地1	1,942,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本業務はドクターヘリ運航に係る各種連絡調整業務であることから、島根県ドクターヘリ運航業務を受託しているものでなければ履行できないため。	
広域災害救急医療情報システム業務	H30.4.1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 岩本 敏男 東京都江東区豊洲三丁目3番3号	5,184,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	災害時の病院被災情報を収集、発信するシステムである広域災害救急医療情報システムは、NTTデータが国からの委託を受けて開発しており、接続できる業者はNTTデータのみであるため。	
Mユニット精神科診療業務委託	H30.4.1	社会医療法人清和会 西川病院 浜田市港町293-2	単価契約	第167条の2第1項第2号	島根あさひ社会復帰促進センター診療所	浜田県域で唯一の精神科単科病院であり、他に委託可能な医療機関が無いため。	単価契約 執行予定金額:2,826,000円
検体検査業務委託	H30.4.1	株式会社福山臨床検査センター三次支所 広島県三次市南畑敷町818-1	単価契約	第167条の2第1項第2号	島根あさひ社会復帰促進センター診療所	刑務所内の診療所であり、臨床検査技師が配置されていないことから、特殊性、診療状況、体制等を開設時から熟知し、当診療所で導入した電子カルテに対応した検査結果の提供が可能な事業者が他に無いため。	単価契約 執行予定金額:6,746,041円
保健医療福祉制度等広報啓発業務	H30.4.1	一般社団法人島根県医師会 会長 小村明弘 松江市袖師町1番31号	10,330,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	本事業は各種保健医療福祉制度等に関する情報を医療機関に迅速かつ効果的に提供し、理解・協力の促進を図ることを目的としている。 島根県医師会は1,000人を超える会員を有する県下最大の医師職能団体であり、会員の所属する医療機関に迅速かつ効果的に情報提供が行え、かつ医療従事者を対象とした各種保健医療福祉制度等に関する研修会の実施に関しても、多くの会員医療機関に案内が可能であり、多数の参加も期待できる。 このように、県内の医療機関に対して広報や研修を効果的に実施できる団体は島根県医師会しかない。	
平成30年度安定ヨウ素剤配布管理システム運用支援等業務	H30.4.1	富士通株式会社 山陰支社 山陰支社 支社長 竹岡ゆかり 松江市学園南二丁目10番14号	1,170,882	第167条の2第1項第4号	医療政策課	同社は、「安定ヨウ素剤配布管理システム」(以下、「システム」という。)を開発した者であるが、本委託業務は、説明会開催に伴う住基からの住民データインポート、システム利用に際してのQA対応並びに説明会時にシステムを利用する職員のサポートを行うことを主としているため、システムを開発した同社に委託することが、効率的かつ経費の面でも有利であると判断し、地方自治法施行令による「競争入札に付することが不利」と認められるため。	
原子力防災のための安定ヨウ素剤電話相談業務	H30.4.1	ダイヤルサービス株式会社 代表取締役 今野由梨 東京都千代田区三番町6-2	19,980,000	第167条の2第1項第2号	医療政策課	①本業務は、原子力防災に用いる安定ヨウ素剤に関する医学的な問合せ電話相談サービスであり、電話相談での対応の技術・蓄積に加え、原子力防災及び安定ヨウ素剤に関する知識について専門性が求められる。 ②このため、委託業務仕様書では、「相談員は、別途指定する専門機関が実施する相談者研修を受講した者であること」とし、相談内容に応じた回答・助言は「専門機関が実施する相談研修の内容等の趣旨に沿った回答・助言であること。」としている。 ③当該事業者は、本件が指定する専門機関である放射線医学総合研究所が実施する相談研修を受講した唯一の事業者である。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
原子力防災のための安定ヨウ素剤電話相談事業支援業務	H30.4.1	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 イノベーションセンター長 内堀幸夫 千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号	2,402,624	第167条の2第1項第2号	医療政策課	○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、量子科学技術に関する研究開発や放射線による人体への影響、被ばく治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを設立目的としている。 ○特に、本法人の内部組織である放射線医学総合研究所は我が国の原子力防災体制において原子力災害医療機関の中核と位置づけられ、高度被ばく医療支援センターの指定を受けている。 ○また、同法人は「放射線被ばくの健康相談窓口」を設置するなどの実績があり、業務遂行能力を有している法人である。 ○本事業を実施する目的は、安定ヨウ素剤電話相談に寄せられる住民等からの相談・問合せに対し、より高度な医学的知見或いは放射線に関する専門的知見に基づく適切な回答を行うことを目的としている。このような目的を達成し、相談事業の適切な運営を行うためには、同法人の有する専門的知識、相談対応にあたる専門的知識を有する人材、電話相談への対応ノウハウ等が欠かせず、同法人は本事業を委託可能な唯一の団体である。	
平成30年度緩和ケアアドバイザー養成研修事業	H30.4.1	公益財団法人島根県看護協会 (島根県松江市袖師町7-11)	2,862,432	第167条の2第1項第2号	健康推進課	・県内の医療機関等において、緩和ケアを推進する上で中心的な役割を担う専門性の高い看護師を養成し、島根県の緩和ケアを推進するため	
平成30年度難病相談・支援センター事業及び専門相談業務	H30.4.1	公益財団法人 ヘルスサイエンスセンター島根 (島根県出雲市塩治町223番地7)	12,052,800	第167条の2第1項第2号	健康推進課	・本事業の実施には、難病相談・指導及び支援の能力と実績があることが求められる。 ・公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根(旧島根難病研究所)は、県内唯一の難病専門の研究機関として、難病医療拠点病院でもある島根大学医学部と連携し、難治性疾患の研究を行った実績があり、所内に窓口を設け相談業務を実施している県内で唯一の機関であるため。	
平成30年度島根県難病医療提供体制整備事業	H30.4.1	公益財団法人 ヘルスサイエンスセンター島根 (島根県出雲市塩治町223番地7)	4,632,120	第167条の2第1項第2号	健康推進課	・この事業は、難病医療コーディネーターを配置し、難病医療に関する関係機関の連携調整や重症難病患者の入退院の調整等を行う事業であり、難病医療に関するノウハウや医療機関とのネットワークを有している機関への委託が必要である。 ・公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根(旧島根難病研究所)は、昭和50年の島根医科大学(現在の島根大学)の開学を契機として設立されて以来、県内唯一の難病専門の研究機関として難病医療拠点病院である島根大学をはじめとする県内外の医療機関との連携を通じて、難治性疾患に関する調査研究や技術研修、難病相談等を実施してきており、この条件を満たしていると認められるため。	
島根県難病患者等公費負担管理システム運用保守業務委託	H30.4.1	富士通エフ・アイ・ピー株式会社 中四国支社 支社長 (広島県広島市中区胡町4番21号)	1,944,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	システムの質と適切な運用の確保及び価格の抑制の観点から、提案競技による調達とし、「島根県難病患者等公費負担管理システム開発・運用保守業務に係る提案競技審査委員会」が選定した者と随意契約を行う。	
平成30年度先天性代謝異常等検査業務委託契約	H30.4.1	国立大学法人島根大学 (島根県松江市西川津町1060)	2,906	第167条の2第1項第2号	健康推進課	新生児スクリーニング検査の対象となっている疾患は急性発症により新生児の生命に関わる場合もするため、より迅速な検査体制の確保が求められるが、県内で新生児スクリーニング検査を行える機関は島根大学のみであるため。 【単価契約】 執行予定総額:17,232,580円	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
平成30年度がん患者・家族サポートセンター運営委託事業	H30.4.1	国立大学法人島根大学 (島根県松江市西川津町1060)	7,128,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	この事業を実施するためには、次の要件をすべて満たす必要がある。 ①がん相談員及びピアサポートに携わる人材育成が可能 ②がん相談のノウハウを有している ③診療現場の医師・看護師等との連携を密接に図ることが可能 ④島根県がん対策推進協議会(患者・家族支援部会、がん相談員実務担当者会、就労支援連絡会)との連携を図ることが可能 このため、事業委託先は、教育(研修)機能、がん相談機能、がん医療機能のすべてを有する者であることが望ましいが、島根大学は、教育機能、がん相談機能及びがん医療機能のすべてを併せ持つ県内唯一の機関であり、且つ、都道府県がん診療連携拠点病院でもあるため、事業委託先として最もふさわしいため。	
平成30年度不妊専門相談センター委託事業	H30.4.1	島根県立中央病院 (島根県出雲市姫原四丁目1番地1)	2,060,000	第167条の2第1項第2号	健康推進課	本事業は、内容が行政の事務を補完する性格のものであり、専門的知識を必要とするものであることから、その性質、目的が競争入札に適さないため。	
平成30年度がん罹患・診療・死亡情報の収集・解析・活用業務	H30.4.1	国立大学法人島根大学 (島根県松江市西川津町1060)	9,771,444	第167条の2第1項第2号	健康推進課	・がん対策を総合的、効果的に推進していくためには、県内のがんの罹患状況やがん患者の医療状況を把握することが重要。 ・島根大学医学部は、がんに関する基礎研究部門を設置し、がんを専門的に研究しており、その研究成果を地域社会へ還元することを理念としている県内唯一の機関。	
援護システムの運用支援に係る委託契約	H30.4.1	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 三菱電機株式会社 官公システム部長 大日方潤	1,109,376	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	厚生労働省の指定による。(援護システムは、厚生労働省、データセンタ、サポートセンタと各都道府県をネットワークで結び各種の援護業務を行うものとして厚生労働省が整備したものであり、システムに関する運用支援業務の契約にあたっては、作業と経費の効率化、サービスレベルの均一化等を図ることから、同省が入札した業者と各都道府県が契約を行うよう指定されているため。)	
生活支援CN活動支援研修業務委託	H30.4.1	島根県松江市東津田町1741-3 島根県社会福祉協議会	2,998,717	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	島根県社会福祉協議会は地域福祉の充実を目指す活動を行い、また、福祉人材センターとして社会福祉事業従事者の研修や人材育成の研修を数多く実施しノウハウも豊富に持っており、研修担当職員が指導者養成研修を修了し本研修の進行を熟知している。生活支援コーディネーターの活動を支えるための研修を行うことができるのは、島根県社会福祉協議会以外に目的を果たすことができる者がいない。	
しまね認知症疾患医療センター運営事業委託	H30.4.1	国立大学法人島根大学 学長 島根県松江市西川津町1060	8,074,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	島根大学医学部附属病院は、島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成27年10月1日付けで認知症疾患医療センター(基幹型)の指定を受けており、この事業を実施できる唯一の保険医療機関であるため。	事業委託先: 島根大学医学部附属病院
しまね認知症コールセンター事業委託	H30.4.1	公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部 代表世話人 島根県出雲市今市町1213	1,800,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	公益社団法人認知症の人と家族の会島根県支部(以下「家族会」という。)は、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進、認知症の人と家族に対する相談及び指導等を活動の目的として設置された団体で、認知症に関わる当事者(認知症の人、家族、介護職、医療職等)を中心として構成される全国的な唯一の団体である。 委託業務は、認知症の電話相談であり、家族会は電話相談による支援活動を県内で実施している唯一の団体で、この業務を企画、実施できる唯一の団体である。	
認知症疾患医療センター運営事業委託	H30.4.1	社会医療法人昌林会 理事長 島根県安来市安来町899-1	3,621,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成27年9月8日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定を受けており、この事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。	事業委託先: 安来第一病院

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
認知症疾患医療センター運営事業委託	H30.4.1	社会医療法人正光会 理事長 島根県益田市高津町四丁目24-10	3,621,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	島根県認知症疾患医療センター運営事業実施要綱に基づき、平成27年9月8日付けで認知症疾患医療センター(地域型)の指定を受けており、この事業を実施できる限られた保険医療機関であるため。	事業委託先:松ヶ丘病院
平成30年度中高年齢者等への入門的研修事業等業務委託	H30.4.2	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 島根県松江市東津田町1741-3	13,621,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	当該団体は社会福祉法第93条に基づき、県ごとに1団体に限り定められる福祉人材センターに指定されており、今回の事業を円滑に実施できる唯一の団体であるため。	
島根県福祉人材センター運営事業委託契約	H30.4.1	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 島根県松江市東津田町1741-3	109,147,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	本事業は、社会福祉事業者が質の高いサービスを提供できる人材を確保するため、従事者及び従事しようとする者に無料職業紹介や就職説明、人材確保相談、従事者研修等を実施するものである。契約先は島根県社会福祉協議会で、実施主体は社会福祉法第93条第1項の規定に基づく「島根県福祉人材センター」であり、他の団体には本事業の履行はできない。	
介護保険指定事業者管理システム運用支援業務委託	H30.4.1	株式会社 マツケイ 代表取締役社長 島根県松江市乃木福富町735-211	3,564,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	本システム導入時、一般競争入札により契約者が決定となった。以降、複数回にわたる介護保険の制度改正により、大幅な仕様変更を要したためシステムが複雑化しており、入力作業、管理等システム設計と切り離せないことから、システムを構築した業者でしか行えないため。	
介護給付適正化業務委託	H30.4.1	島根県国民健康保険団体連合会 理事長 島根県松江市学園1丁目7-14	3,297,000	第167条の2第1項第2号	高齢者福祉課	当該業務は、国民健康保険団体連合会が開発した介護給付適正化システムを使用し、給付適正化に資するデータ等の確認を行うもので、介護保険の給付管理を行う島根県国民健康保険団体連合会がこの事業を遂行できる唯一の機関であるため。	
平成30年度母子・父子福祉センター管理運営業務委託	H30.4.1	一般財団法人 島根県母子寡婦福祉連合会 (松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内)	8,768,000	167条の2第1項第2号	青少年家庭課	当該業務は、母子家庭、父子家庭、及び寡婦に対して各種の相談に応ずるとともに、経済的基盤の弱い母子家庭の母及び寡婦を対象に、就労のための技術を身につけさせることにより、経済的基盤の確立と自立促進を図ることを目的としており、その目的を達成するためには、母子寡婦福祉の振興、推進等の活動を行える組織力、情報収集力等が不可欠である。 当該団体は、県下全域を対象とした唯一の母子寡婦福祉団体であり、活動実績、組織力及び情報収集力等から本業務を確実に遂行できる体制を十分に整えており、本業務を遂行できる委託先は、(一財)島根県母子寡婦福祉連合会以外にない。	
平成30年度島根県ステップハウス提供事業業務委託	H30.4.1	非公表	2,056,000	167条の2第1項第2号	青少年家庭課	DV被害者は心身ともに傷ついた状態にあり、2次的被害防止のためには、DV被害者の特性を十分理解した職員の配置が必要である。 恒常的に職員が勤務しており、常に対象者の受入れ体制が組織的に確保されていることや、自立のための就職先が身近に多くあることから、当該事業者が最も効果的に本事業を実施できるため。	
平成30年度農業等の連携による自立支援モデル事業業務委託	H30.4.1	松江市 松江市末次町86番地	3,189,000	167条の2第1項第2号	青少年家庭課	本事業は、実施要綱に基づき、困難を有する子ども・若者の自立支援についての理解、ノウハウ、実績を有する「子ども・若者総合相談センター」を設置する市に委託するが、松江市が設置する「子ども・若者総合相談センター」は、近年の対人・社会問題(就労関係を中心とした問題)に関する相談件数が県内で最も多いことから、設置者の松江市に本事業を委託することが適当であるため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
平成30年度農業等の連携による自立支援モデル事業業務委託	H30.4.1	益田市 益田市常磐町1番1号	4,990,000	167条の2第1項第2号	青少年家庭課	本事業は、実施要綱に基づき、困難を有する子ども・若者の自立支援についての理解、ノウハウ、実績を有する「子ども・若者総合相談センター」を設置する市に委託するが、益田市が設置する「子ども・若者総合相談センター」は、近年の対人・社会問題(就労関係を中心とした問題)に関する相談件数が県西部で最も多いことから、設置者の益田市に本事業を委託することが適当であるため。	
平成30年度児童移送業務委託	H30.4.1	日本交通株式会社 島根県松江市東朝日町278番地3	3,253,200	167条の2第1項第2号	青少年家庭課	児童移送委託業務を県全域において実施できる業者はこの1社しかないため。	・単価契約(契約金額欄の数字は予定調達総額) ・単価は距離及び時間毎に設定
平成30年度精神科救急医療業務委託	H30.4.1	島根県立こころの医療センター 出雲市下古志町1574-4	21,895,560	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成30年度精神科救急医療業務委託	H30.4.1	医療法人同仁会海星病院 出雲市大津町3656番地1	1,488,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成30年度精神科救急医療業務委託	H30.4.1	島根県立中央病院 出雲市姫原四丁目1-1	1,512,800	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成30年度精神科救急医療業務委託	H30.4.1	医療法人恵和会石東病院 大田市大田町大田イ860番地3	4,526,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成30年度精神科救急医療業務委託	H30.4.1	社会医療法人清和会西川病院 浜江市港町293番地2	4,526,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成30年度精神科救急医療業務委託	H30.4.1	社会医療法人正光会松ヶ丘病院 益田市高津四丁目24番10号	4,526,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	島根県精神科救急医療体制整備事業実施要綱第5条第1項の規定により、知事が指定した精神科救急医療施設でなければ実施できないため。	
平成30年度措置入院患者移送業務委託	H30.4.1	日本交通株式会社 松江市東朝日町278番地3	1,035,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	措置入院患者の移送は全県域において行われ、移送区間も圏域をまたがる場合がある。このため、委託先は全県域において営業していることが必要であり、対象企業が県内においては1社しかないため。	
平成30年度自死予防電話相談員養成事業実施業務委託	H30.4.1	社会福祉法人島根いのちの電話 松江市東津田町1741番地3	2,450,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	同法人は、昭和54年に設立されて以来、県内で唯一の常設の電話相談機関としてボランティアの電話相談員により運営され、人生の悩みに関する相談をはじめとする様々な電話相談に応じてきており、同様の活動を行っている団体は同法人の他にないため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H30.4.1	社会福祉法人桑友 島根県松江市天神町93番地	10,653,176	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H30.4.1	社会福祉法人雲南広域福祉会 島根県雲南市木次町下熊谷1259番地1	8,223,400	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	

契約の名称又は商品・数量等	契約日	契約の相手先の名称及び所在地	契約金額(円)	地方自治法施行令の適用条項	所管部課(地方機関)の名称	随意契約とした理由	備考
障がい者就労移行推進事業業務委託	H30.4.1	社会福祉法人親和会 島根県出雲市神西沖町2476番地1	9,278,565	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H30.4.1	社会福祉法人亀の子 島根県大田市長久町長久口267-6	8,597,927	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H30.4.1	社会福祉法人いわみ福祉会 島根県浜田市金城町七条ハ559番地2	10,464,751	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H30.4.1	社会福祉法人希望の里福祉会 島根県益田市高津三丁目23番地1号	10,767,200	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労移行推進事業業務委託	H30.4.1	社会福祉法人わかば 島根県隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四309番地1	4,684,000	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	本事業は障害者雇用促進法第33条による指定を受けた法人が行うこととされており、各圏域で国の指定を受けた法人が当該法人1か所であるため。	
障がい者就労事業振興センター業務委託	H30.4.1	特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センター 松江市東津田町1741番地3	44,343,478	第167条の2第1項第2号	障がい福祉課	特定非営利活動法人島根県障がい者就労事業振興センターは、平成22年度に設置された島根県障がい者就労事業振興協議会が発展しNPO法人であり、スタッフはこれまで就労事業振興センター業務を受託してきた社会福祉法人からの転籍など障がい者の就労支援に関するノウハウの蓄積があり、高い事業効果が見込まれるため。	
平成30年度食品衛生法に基づく収去検査業務	H30.4.1	(公財)島根県環境保健公社 松江市古志原町1丁目4-6	6,276,420	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	左記法人は、食品衛生法第33条により登録された検査機関で、食品中の汚染物質や貝毒、同法第11条第1項により定められた食品の成分規格など、県内の登録検査機関中で最も幅広い検査項目に対応できる体制が整っており、試験検査に関して多くの実績がある。また、松江市の本社に加え浜田支所を持ち、県内各保健所の検体を定期的に回収しており、当事業における収去食品の輸送面においても全県下をカバーする体制が整っている。食品の試験は定期的に実施する収去検査の外、食中毒等の事故発生時や違反食品の流通等、緊急的に行う検査もあり、速やかに対応し試験結果を得るためには、県内に所在していることが不可欠である。さらに、委託業務に係る協議・調整を綿密に行うことや、委託業務の監査等も容易に実施することができる。以上の条件を備えた委託先は左記の者以外にない。	
島根県食品衛生業務管理システム運用保守業務	H30.4.1	株式会社ハイエレコン 広島県広島市西区草津新町1丁目21番35号	1,620,000	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	H29.11.28付けで左記法人と島根県食品衛生業務管理システムの開発について委託契約を締結し、H30年4月からシステムの運用が始まったところである。システムを開発した左記法人が運用保守を行うことが適切であることから、随意契約することとした。	
平成30年度食品衛生推進業務の委託	H30.4.16	一般社団法人 島根県食品衛生協会 松江市大輪町414番地9	2,427,500	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	本業務には、県内全域での食品等事業者間のネットワークと専門的知識が不可欠であり、業務遂行に必要な体制が整えられているのは、本団体の他にはない。	
献血推進員設置事業	H30.4.5	日本赤十字社 島根県支部 真上氏内中原町40番地	3,945,024	第167条の2第1項第2号	薬事衛生課	島根県の献血思想の向上と献血者の確保を図り、献血事業を円滑するために、推進員を設置する必要がある。(推進員の所属は、島根県赤十字血液センターとし、所長の指揮をうけるものとしている。)	
平成30年度島根県動物管理センター管理運営業務委託	H30.4.1	新生運送有限会社 出雲市塩冶町1704	13,086,360	第167条の2第1項第8号	薬事衛生課	競争入札を行ったが、再度入札により落札者が決定しなかったため。	